

お問い合わせ事例

【自立支援医療の診断書様式について、医療機関等名称を記入する欄に「精神保健指定医の証の番号」、「精神医療従事年数」は必ず記入する必要があるのか】

主たる精神障害がICD-10コードのF0、F1、F2、F3、G40以外の疾患において、「重度かつ継続」の内容を記載する場合にのみ、「精神保健指定医の証の番号」、または「精神医療従事年数」を記入してください。この場合以外には記入する必要はありません。

【精神障害者保健福祉手帳と自立支援医療を同時申請する場合の診断書は2通必要か】

この場合、手帳用の診断書を添付することで、手帳と自立支援医療費の同時申請が可能です。「重度かつ継続」を申請する場合には、できるだけ意見書を添付してください。ただし、F0からF3とG40以外の疾患で「重度かつ継続」を申請する場合には、必ず意見書を添付してください。また、同時申請では、手帳の審査が優先されるので、自立支援医療の審査は単独での申請よりも遅れます。

【精神障害者保健福祉手帳を添付して申請することは可能か】

法改正（みなし）更新においては、手帳の写しを添付して申請することはできません。必ず診断書を添付してください。18年4月以降に新たに申請する場合には、手帳の有効期間が1年以上あり、「重度かつ継続」を申請しない場合に限って手帳の写しの添付による自立支援医療費の申請が可能です。

【自立支援医療費（精神通院）支給認定申請書の4枚目が医療機関控用となっているが】

申請書の4枚目については、「医療機関控用」となっていますが、本来は「申請者控用」となります。お詫びして訂正させていただきます。

【32条用の申請書と診断書を作成してしまった、このまま申請していいか】

自立支援医療制度の申請書は、「所得区分」や「重度かつ継続」を申請する項目があるので、受診者が、自立支援医療費（精神通院）支給認定申請書に書き直す必要があります。診断書については、旧様式で提出することができます。「重度かつ継続」の申請の取り扱い
は手帳用診断書の場合と同様です。

【当該医療機関に医療機関を変更したい旨の申し出があった場合はどう対応すべきか】

受診者が申請する際、申請書に新しい医療機関名を記入し、項目に○をしてください。

【意見書について、以前の申請時の診断書と主たる精神障害の病名が変わった場合は】

現在の診断に基づく病名を記載してください。

【申請者向けの手続き案内では、有効期限が19年4月以降でも診断書となっているが正しくは「意見書」となります。お詫びして訂正させていただきます。

《お問い合わせ》

東京都福祉保健局障害者施策推進部精神保健福祉課精神保健係

電話 03(5320)4466

東京都立中部総合精神保健福祉センター広報援助課

電話 03(3202)7851